

地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務委託 に係る総合評価一般競争入札の公告

次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札を行うので、同令第167条の6第1項の規定により公告します。

1 総合評価一般競争入札に付する事項

（1）業務の名称

地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務 一式

（2）業務内容

地域おこし協力隊の募集及び伴走支援に係る業務。なお、詳細は、地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務委託に係る入札説明書によること。

（3）履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（4）履行場所

山梨県庁（山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号）及び知事が指定する場所

2 参加資格

（1）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は登録申請をしている者であること。ただし、登録申請をしている者については、入札日までに登録を完了していること。入札日までに登録が完了しない場合は、入札に参加することができない。

（2）この公告の日から落札者の決定の日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札手続等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-8501

所在地 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県庁別館2階

山梨県観光文化・スポーツ部観光振興グループ美酒・美食

電話 055-223-8876

メールアドレス kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

（2）入札説明書の交付方法

この公告の日から令和8年8月21日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。直接交付を希望

する場合は、事前に3の(1)に掲げる電話番号に電話連絡すること。

また、電子メールによる交付を希望する者は、事前に3の(1)に掲げる電話番号に電話連絡をしたうえで、電子メールにて(1)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、電話番号、ファックス番号及び担当者名を記載して送信すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

公告日の翌日から令和8年8月21日(金)までの県の休日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時までに(1)に掲げる場所へ持参又は郵送により提出すること。あわせて、提出書類の電子データを電子メールにより(1)に掲げるメールアドレス宛に提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限までに当課で受領したものに限る。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、郵送又は電子メールにより、申請書を提出した者に通知する。

(5) 提案書等の提出期間及び提出方法

技術提案書については、公告日の翌日から令和8年9月4日(金)までの県の休日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時までに(1)に掲げる場所へ持参又は郵送により提出すること。また、持参又は郵送による提出に加え、電子データを電子メールにより(1)に掲げるメールアドレス宛に提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限までに当課で受領したものに限る。

入札書は、封筒に入れ密封し、当該封筒の表に企業名又は共同企業体名を記載し、「令和8年9月7日開札 地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務委託に係る入札書在中」と朱書することとし、代理人が入札する場合は委任状とともに、(6)の入札日時に持参すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年9月7日(月) 午後2時

山梨県庁別館1階 観光文化・スポーツ部会議室

(郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号)

(7) 入札方法

① 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に

違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号。以下「規則」という。）第 129 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（9）落札者の決定方法

① 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書及び落札者決定基準に定める総合評価の方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

（ア）入札価格が、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内であること。

（イ）技術提案書が、入札説明書、技術提案書作成要領及び落札者決定基準に定める要件を満たしていること。

② 総合評価点の最も高い者が二者以上あるとき

（ア）入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が異なる場合
「技術点」が高い者を落札者とする。

（イ）入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が同じ場合
「入札金額」が低い者を落札者とする。入札金額も同じ場合は、当該入札者がくじ引きにより落札者を決定する。

ただし、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない山梨県職員にくじを引かせるものとする。

③ 落札者と認めない場合

審査委員の 2 名以上が当該技術提案書について、300 点満点中 150 点未満と評価した場合は、落札者とししない。

4 その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

規則第 108 条の 2 第 2 号の規定により、これを免除するものとする。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第 120 条第 1 項の規定により、違約金を徴収するものとする。

（3）契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第 109 条の 2 第 1 項各号いずれかの規定に該当する者は、これを免除する。

（4）契約書作成の要否

要

（5）その他

詳細は、入札説明書による。